

環境衛生課からの お知らせ



吉備庁舎 環境衛生課
清水行政局 建設環境室
52-2111
ごみ分別すれば資源

狂犬病を予防しましょう

狂犬病とこの病気の怖さ

狂犬病は犬だけではなく、ヒトを含む哺乳類全般に感染するウイルス性の病気です。発症すると有効な治療法はなく、ほぼ100%死に至ります。



現在日本では確認されていませんが、アジア地域を中心に感染が広まっており、いつ日本国内で発生してもおかしくない状況が続いています。今でも世界中で年間約5万人の死者が出ています。

犬の登録・予防接種の重要性

狂犬病予防法が制定される昭和25年（1950）以前、国内では多くの犬が狂犬病と診断され、ヒトも狂犬病に感染し死亡していました。このよ



うな状況の中、狂犬病予防法が施行され、犬の登録や予防接種、野犬などの抑留が徹底されるようになり、わずか7年という短期間のうちに、国内において狂犬病を撲滅するに至りました。この事例を見ても、犬の登録や予防接種が狂犬病予防にいかに重要な役割を果たすかが分かります。

もし、狂犬病が日本で発生したら...

万一、狂犬病が国内で発生した場合には、素早く発生の拡大とまん延の防止を図ることが非常に重要です。そのためには、犬の飼い主一人が狂犬病に関して正しい知識を持ち、飼い犬の登録と予防接種を確実に行うことが必要です。

公衆衛生の向上と公共の福祉の増進に寄与しているということを、飼い主の方がしっかりと自覚していただくことが望まれます。



年末・年始のゴミ収集

年末・年始は、環境センターおよびプラスチック収集場が休業することに伴い、ゴミを出す日が変わりますのでご注意ください。詳細は回覧などでお知らせします。

野焼きは原則禁止です！

野外において不要物を燃やす行為は、一部の例外を除いて禁止されています。



例外として認められる行為

- 廃棄物処理基準に従って行う廃棄物の焼却
- 他の法令またはこれに基づく処分により行う廃棄物の焼却
- 公営上もしくは社会の慣習上やむを得ない廃棄物の焼却、または周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である廃棄物の焼却として政令で定めるもの

※政令で定めるもの

● 国または地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却

例／河川敷の草焼きなど

● 震災、風水害、火災、凍霜害、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却

例／災害の応急対策など

● 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却

例／塔婆の供養焼却など

● 農業や林業、漁業を営むため、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却

例／せん定枝の焼却など

● たき火や、その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であつて軽微なもの

例／キャンプファイヤーなど



ただし、これらの例外に該当する場合であっても、他に被害を及ぼす場合は認められません。これらの行為を行うときは十分に注意し、焼却が最小限になるように心がけてください。